

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

「監理技術者制度運用マニュアル」改正案に関する意見募集について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配ご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、監理技術者等に関する制度については、「監理技術者制度運用マニュアル」等をもって運用されてきたところです。

これに関し、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間取りまとめにおいて、

- ①元請の監理技術者等と下請の主任技術者について施工体制においてそれぞれが担う役割を明確化する必要があること
- ②大規模工事における監理技術者の補佐的な役割を担う技術者を別途配置することがことが望ましい旨を明確化する必要があること
- ③工場製品について監理技術者等は適宜合理的な方法で品質管理を行うことが必要であること
- ④工事の一時中止等により監理技術者等の専任が不要となった期間に当該技術者に他の専任工事への従事を認めることについてその範囲や認める場合の具体的な方法等の検討が必要であること

以上のことが提言されました。

国土交通省では、この提言を踏まえ、適正な施工確保のための技術者制度検討会の審議を経て、監理技術者制度運用マニュアルを改正することとし、上記①から④に係る改正部分について、別添要領により意見募集を行うこととなりました。

つきましては、添付の改正案をご参照いただき、ご意見がございましたら「意見募集要領」に基づき、国土交通省土地・建設産業局建設業課パブリックコメント担当者まで直接連絡下さるようお願い申し上げます。